

# 目 次

## 【総額表示関係】

Q 1 平成 16 年 4 月 1 日以降、消費者に対する価格表示について、消費税相当額を含む支払総額の表示が義務付けられることになりますが、その概要について教えてください。	1
Q 2 旅館・ホテルにおいて、総額表示の義務付けの対象となる価格表示にはどのようなものがありますか。	3
Q 3 会計の際の明細書や領収書などにおける表示も総額表示の対象となるのでしょうか。	4
Q 4 旅館・ホテルにおいては、入湯税や宿泊税など消費税以外の税が課される場合がありますが、表示はどのようにすればよいか	5
Q 5 具体的にどのような表示すればよいのでしょうか。	6
Q 6 税込価格を設定する際に一円単位の金額が生じますが、価格戦略上好ましくないため、ある程度ラウンドの金額に変更して税込価格を設定しても問題ありませんか。	7
Q 7 電話による宿泊予約や電話での案内に際して、総額表示料金を口頭で伝える必要がありますか。	8
Q 8 旅館・ホテルでは、宿泊やレストラン等の利用に際してサービス料を別途頂戴する場合がありますが、このサービス料も総額表示の対象なのでしょうか	9
Q 9 今後、旅行エージェントの窓口で販売される旅行商品も当然のことながら総額表示となるわけですが、旅館・ホテルとエージェントとの契約に際して何か見直しの必要が生じるのでしょうか。	10
Q 10 現在は、消費税相当額を除いた受取金額が 3 万円以上の領収証について 200 円の印紙を貼っています。総額表示になると印紙税の課非の判断についても税込金額で行うことになるのでしょうか	11
Q 11 現に配布されている税抜価格の料金パンフレット等の取扱いはどのようになりますか。	12

## 【経理・申告関係】

Q 12 総額表示に伴って宿泊料金等の計算システムを変更する必要があるのでしょうか。	13
Q 13 財務省が作成した総額表示に関するリーフレット「総額表示方式がスタートします。」の中で、「一領収単位(レシート)ごとの端数処理の特例」について説明されていますが(Q & A の Q 6)、旅館・ホテル業に影響のある部分について教えてください	15
Q 14 総額表示に移行した場合、経理処理にどのような影響がありますか。	17

## 【総額表示関係】

Q 1 平成 16 年 4 月 1 日以降、消費者に対する価格表示について、消費税相当額を含む支払総額の表示が義務付けられることになりますが、その概要について教えてください。

A

1. 平成 15 年度の税制改正(平成 15 年 3 月 31 日公布)で消費税法の一部が改正され、平成 16 年 4 月 1 日以降、不特定かつ多数の者に対する(一般的には消費者取引における)値札や広告などにおいて、あらかじめ価格を表示する場合には、消費税(含む地方消費税)相当額を含んだ税込価格を表示することが義務付けられました。

2. 財務省によれば、総額表示の義務付けは、現在主流の『税抜価格表示』では、レジで請求されるまで最終的にいくら支払えばいいのか分りにくく、また、同一の商品やサービスでありながら「税抜表示」のお店と「税込表示」のお店が混在しているため価格の比較がしづらいといった問題があることから、消費者が購入の判断をする前に「消費税相当額を含む価格」を一目で分かるようにすることによって、消費者の煩わしさを解消していくことを目的としているとのことです。

(注) ヨーロッパ諸国においては、消費者が、商品やサービスの購入を決定した後で、別途、付加価値税(日本の消費税と同じ種類の税金です。)の支払いを求められることがないように、消費者に対する値札などにおいては、付加価値税相当額を含めた支払総額を表示することが、既に法律で義務付けられています。

3. 総額表示の義務付けは、具体的には、消費税法第 63 条の 2 において規定されています。なお、総額表示義務に違反した場合の罰則は同法に設けられていません。しかしながら、平成 16 年 4 月以降は税込価格が表示されているとお客様が認識するようになりますので、フロントなどでトラブルが発生しないよう適切に対応していく必要があると考えます。

(注) 適切な表示がされていない場合には、消費税法違反となるだけではなく、消費者に誤認を与えるような表示がされている場合には、「不当景品類及び不当表示防止法」(公正取引委員会)の問題が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

### (参考 1) 消費税法(抜粋)

#### (価格表示)

**第 63 条の 2 事業者** (第 9 条第 1 項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。) は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等 (第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条において同じ。) を行う場合 (専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行う場合を除く。) において、あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。

(平成 16 年 4 月 1 日から実施)

(参考2) 改正消費税法に基づく「総額表示方式」の実施に当たっての独占禁止法及び  
関係法令に関するQ & Aについて (15.12.3 公正取引委員会) -抄-

第2 総額表示方式の実施に伴う表示に関するQ & A

問7 税抜きレジシステムによる表示価格と実際の購入金額のかい離

問8 強調表示

問9 税抜き価格での広告表示

問10 メーカー希望小売価格の表示

URL : <http://www2.jftc.go.jp/pressrelease/03.december/031203.pdf>

**Q 2 旅館・ホテルにおいて、総額表示の義務付けの対象となる価格表示にはどのようなものがありますか。**

**A**

1. 総額表示の義務付けは、商品やサービスを不特定かつ多数の者に対して販売する事業者が、あらかじめ行う価格表示を対象としています。したがって、そのような価格表示であれば、それがどのような表示媒体によるものであるかを問わず、総額表示義務の対象となります。具体的には、

- (1) 値札、商品陳列棚、店内表示、商品カタログ等への価格表示
- (2) 商品のパッケージなどへの印字、あるいは貼付した価格表示
- (3) 新聞折込広告、ダイレクトメールなどにより配布するチラシ
- (4) 新聞、雑誌、テレビ、インターネットホームページ、電子メール等の媒体を利用した広告
- (5) ポスター

などの媒体における価格表示が考えられます。

(注) 総額表示の義務付けは、消費者に対して商品やサービスを販売する課税事業者があらかじめ価格を表示する場合を対象としています。したがって、店頭等に価格を表示していない場合など（「時価」としか表示していない場合を含みます。）は、総額表示義務の対象にはなりません。

2. これを旅館・ホテル業に当てはめますと、宿泊料金表、館内のお食事処やバーなどにおけるメニュー、客室内に置かれる各種メニュー（冷蔵庫の飲み物、マッサージ等の各種ルームサービスの料金表）、館内売店の値段表示などが該当します。また、旅行雑誌等への広告やチラシ、インターネット上に掲示される宿泊料金なども総額表示義務の対象となります。

Q 3 会計の際の明細書や領収書などにおける表示も総額表示の対象となるのでしょうか。

A

1. 総額表示の義務付けは、不特定かつ多数の者に対する値札や広告などにおいて、あらかじめ価格を表示する場合を対象としますので、「見積書」、「請求書」、「領収書」などにおける料金表示は対象とされていません。
2. しかしながら、宿泊料金表などに「税込価格」だけを表示している場合には、その「税込価格」を基に明細書などが作成されませんと、宿泊料金表などに記載されている料金(税込)と明細書などに記載される料金(税抜)が異なり、お客様からみて分かり難いものとなってしまいますので注意する必要があります。
3. 宿泊料金表やメニューなどに「税込価格」と併せて「税抜価格」が表示されている場合には、従来のように「税抜価格」から明細書などを作成することも可能ですが、「税抜価格」が20円で割り切れない商品やサービスの場合、これまでのように「税抜価格」を基に料金計算を行いますと、料金表やメニューに表示されている「税込価格」の合計額と明細書上の請求額が一致しないケースが生じ、お客様とのトラブルの原因になると考えられますので、料金計算システムの変更を検討する必要があると考えられます。

【例】157円(税抜150円)の商品を2個販売した場合

「税込価格」を基礎として計算 ⇒  $157\text{円} \times 2\text{個} = 314\text{円}$

「税抜価格」を基礎として計算 ⇒  $150\text{円} \times 2\text{個} \times 1.05 = 315\text{円}$

※ お客様は、1個157円の商品を2個買えば314円になると思いますが、これまでのように「税抜価格」から計算しますと315円請求することとなります。

**Q 4 旅館・ホテルにおいては、入湯税や宿泊税など消費税以外の税が課される場合がありますが、表示はどのようにすればよいか。**

**A**

1. 総額表示の義務付けは、消費者に対する値札や広告などにおける価格表示において、消費税相当額を含んだ支払総額の表示を義務付けるものですので、入湯税や宿泊税など消費税相当額以外の諸税については、対象とされていません。
2. したがって、入湯税や宿泊税などの諸税を宿泊料金に含めて表示しない場合でも総額表示義務に違反するわけではありませんが、各事業者のご判断によって入湯税や宿泊税などの諸税を含めた宿泊料金を設定することも自由です。なお、お客様とのトラブルを避けるためにも、入湯税や宿泊税などの諸税が含まれているのか、別途いただくのかについては、料金表などにおいて明示しておく必要があります。
3. 具体的には、次のQ 5を参照いただきながら、対応を検討いただきたいと思います。

## Q 5 具体的にどのように表示すればよいのでしょうか。

A

1. 総額表示の義務付けは、消費者が値札や広告などを見れば、『消費税相当額を含む支払総額』が一目で分かるようにするためのものです。したがって、旅館・ホテル業においては、宿泊料金表やメニューなどをお客様が見れば、税込価格が一目で分かるような表示を行うことが求められます。また、「税込価格」が分かりやすく表示されていれば、「税込価格」と併せて「税抜価格」などを表示することも各事業者の判断で可能です。

【参考】財務省が示している総額表示の例（あくまで例示であることに注意が必要です。）

- 10,290 円
- 10,290 円（税込）
- 10,290 円（税抜価格 9,800 円）
- 10,290 円（うち税 490 円）
- 10,290 円（税抜価格 9,800 円、税 490 円）

(注) なお、「9,800 円（税込 10,290 円）」という表示は、直ちに総額表示義務に反するものではありませんが、文字の大きさや色合いなどを変えることにより「税抜価格」をことさら強調し消費者に誤認を与える表示となる場合には、総額表示に当たらないことになります。

2. 旅館・ホテル業の場合、消費税相当額だけではなく入湯税などの他の税金やサービス料などを受け取る場合がありますが、例えば、税抜宿泊料 10,000 円、サービス料 10%、入湯税 150 円の場合の表示方法を以下に例示します。なお、あくまでも例示ですので、前述を踏まえた他の表示方法もあると思われます。

(イ) 消費税相当額のみを含めた価格表示とする場合

- 10,500 円
- 10,500 円(入湯税、サービス料別)
- 10,500 円(税抜 10,000 円、入湯税・サービス料別)

※ お客様とのトラブルを避けるためには、料金表などに「上記税込宿泊料に 10% のサービス料及び入湯税 150 円が別途かかります。」といった表示をしておく必要があります。

(ロ) サービス料も含めた価格表示とする場合（入湯税は別）

- 11,550 円
- 11,550 円(消費税、サービス料込)
- 11,550 円(税抜 10,000 円、サービス料 10%)

※ お客様とのトラブルを避けるためには、料金表などに「入湯税 150 円が別途かかります。」といった表示をしておく必要があります。

(ハ) サービス料及び入湯税も含めた価格表示とする場合

- 11,700 円
- 11,700 円(税込)
- 11,700 円(税抜 10,000 円、サービス料 10%、入湯税 150 円)

**Q 6 税込価格を設定する際に一円単位の金額が生じますが、価格戦略上好ましくないため、ある程度ラウンドの金額に変更して税込価格を設定しても問題ありませんか。**

**A**

1. 今回の総額表示の義務付けは、一義的には、現在の「税抜価格」に消費税相当額を上乗せした金額を「税込価格」として設定することになります。

(注) 総額表示への移行期においては上記のように考えられますが、今後は、宿泊サービス等について各旅館・ホテルに課される消費税相当額も他のコストと同様に考えていただき、それらを含めて幾らで提供できるか、という発想で宿泊料等を設定していくことになると考えられます。

2. しかしながら、各旅館・ホテルが提供する宿泊サービス等の内容、またその価格をどのように設定するかは、あくまで各旅館・ホテルが独自の判断で決定するものですから、例えば、

① 現在のサービスの内容は変更せずに、総額表示に伴い、税込宿泊料や税・サービス料込みの宿泊料を1円単位まで算定して表示する。

② 現在のサービスの内容は変更せずに、総額表示に伴い、税込宿泊料や税・サービス料込みの宿泊料について、1円単位、あるいは10円単位を丸め（結果として値上がりするサービスと値下がりするサービスが生じます。）、事業全体として5%分を適正に転嫁する。

③ 総額表示に伴い、税込宿泊料や税・サービス料込みの宿泊料を設定するが、併せて、サービスの内容を見直しつつ、ラウンド金額の宿泊料等を設定する。  
といった対応が考えられます。

3. なお、総額表示への移行期においては、上記②や③の対応に対してお客様から「便乗値上げではないか」との誤解から苦情が出ることも考えられますので、フロント等において適切に説明できるようにしておくことが大切です。

Q 7 電話による宿泊予約や電話での案内に際して、総額表示料金を口頭で伝える必要はありますか。

A

1. 総額表示義務は、値札や広告などにおいて、“あらかじめ価格を表示する場合”を対象としています。したがって、電話等において口頭で伝える価格について、「税込価格」を伝えなかったとしても総額表示義務に違反するものではありません。
2. しかしながら、平成 16 年 4 月以降、消費者の間に総額表示が定着してくれれば、電話等で伝えられた宿泊料についても当然に「税込価格」であると消費者は受け止めるようになりますので、仮に「税抜価格」で宿泊条件を伝えた場合には、後でトラブルが発生することが懸念されます。  
このような点を踏まえると、口頭で伝える料金は「総額表示義務」の対象ではないものの、「税込価格」をお伝えすることが必要だと思われます。

**Q 8 旅館・ホテルでは、宿泊やレストラン等の利用に際してサービス料を別途頂戴する場合がありますが、このサービス料も総額表示の対象なのでしょうか。**

**A**

1. 総額表示の義務付けは、お客様が料金表などをみれば、その商品や飲食サービスの税込価格が一目で分かるようにするためのものです。したがって、宿泊料金表やレストランのメニューなどにおいて別途サービス料の額を表示する場合には、サービス料についても税込価格の表示が必要となります。
2. しかしながら、サービス料については、「別途サービス料として 10%頂戴いたします。」といった表示が一般的ですので、以下の具体例で示すとおり、「上記税込料金に対してサービス料を 10%頂戴いたします。」といった表示をすれば問題ありません。

**【具体例：宿泊料 10,000円(税抜)の場合】**

- 現在は、宿泊料金表等に「別途サービス料として 10%を頂戴いたします。」と表示し、以下のような料金明細を作成。

料 金 明 細	
宿泊料	10,000 円
サービス料 10%	1,000 円
小 計	11,000 円
税	550 円
合 計	11,550 円

- 総額表示の下では、宿泊料金表等に「上記税込料金に対してサービス料を 10%を頂戴いたします。」と表示し、以下のような料金明細を作成することで対応可能。

料 金 明 紹	
宿泊料	10,500 円
サービス料 10%	1,050 円
合 計	11,550 円
(内税	550 円)

**Q9 今後、旅行エージェントの窓口で販売される旅行商品も当然のことながら総額表示となるわけですが、旅館・ホテルとエージェントとの契約に際して何か見直しの必要が生じるのでしょうか。**

A

1. 旅館・ホテルとエージェントとの間の取引自体は、事業者間取引ですので総額表示の義務付けに伴う契約変更といった対応の必要はありませんが、旅館・ホテルがエージェントに販売を委託している場合（代理販売）には、以下の点に注意する必要があります。  
  
2. 本年4月1日から総額表示の義務付けがスタートしますので、エージェントが代理販売を行う場合についても、エージェントがお客様に示す宿泊料などについても総額表示義務の対象となります。各旅館・ホテルにおいては、宿泊料等の商品価格について税込価格を設定しエージェントに対応を求める必要があります。また、エージェントにおいて税込価格で商品が販売されることから、代理販売においてエージェントが発行するクーポンについても、税込価格を基に発行されるように変更した方がお客様にとっても分かりやすくなると思われます。  
  
3. その際、「消費税相当額のみを含んだ価格」とするのか、「サービス料まで含んだ価格」、又は「サービス料及び入湯税等の諸税を含めた価格」とするかは各旅館・ホテルのご判断です（Q4及びQ5参照）。  
  
4. さらに、代理販売における商品価格が税込価格に変更されることから、エージェントに対する販売委託手数料の算定根拠について、どのような契約になっているか見直しておく必要があります。  
具体的には、「税・サービス料などを含む料金で宿泊券等が発行された場合には、額面から税相当額を控除した額を手数料の対象とする」旨の契約がされていれば問題ありませんが、単に、「額面金額の〇%相当額の手数料」とする契約で、「消費税等の諸税は除いた金額を対象とする」等の記載がない場合には、契約を見直しておかないと手数料が増えてしまう場合がありますのでご注意ください。

Q10 現在は、消費税相当額を除いた受取金額が3万円以上の領収証について200円の印紙を貼っています。総額表示になると印紙税の課非の判断についても税込金額で行うことになるのでしょうか。

A

1. 現在、受取金額が3万円以上(100万円以下)の領収証については、一通200円の印紙税がかかりますが、受取金額については、国税庁通達（「消費税法の改正等に伴う印紙税の取扱いについて(平成元年3月10日 間消3-2)」）によって、消費税相当額が区分記載されている領収証については、消費税相当額を含まない金額で判断する旨が明らかにされています。
2. したがって、総額表示の下で作成される領収証においてもこれまでと同様に、領収金額に含まれる消費税相当額をその領収証に記載することによって、消費税相当額を除いた領収金額で印紙税の課非を判断することになります。

Q11 現に配布されている税抜価格の料金パンフレット等の取扱いはどのようになりますか。

A

1. 総額表示の義務付けは本年4月1日から実施されますので、4月1日以降配布されるパンフレット等における価格表示については、消費税相当額を含んだ支払総額を表示する必要がありますが、旧価格表示(税抜価格)のパンフレットの在庫が相当ある場合には、当面、新価格表(税込価格)を挟み込むことによって対応し、在庫がなくなり次第、新価格表示(税込価格)のパンフレットに切り替えるといった対応も考えられます。
2. いずれにしても、本年4月1日以降も当分の間は、旧価格表示のパンフレットを見て予約されるお客様がいらっしゃると思われますが、中には、旧価格を税込価格と勘違いされる方もいらっしゃると考えられますので、予約の受付の際には、通常の料金改定を行った時と同じように、お申し込みの時点の料金(税込料金)を口頭でお伝えし、料金清算時にトラブルが生じないように対応する必要があります。  
(注) Q6で説明しましたとおり、口頭で伝える価格は総額表示義務の対象になりませんが、後でお客様との間でトラブルが生じないように「税込価格」をお伝えすることが望ましいと思われます。

## 【経理・申告関係】

Q12 総額表示に伴って宿泊料金等の計算システムを変更する必要があるのでしょうか。

A

1. 総額表示の義務付けは、不特定かつ多数の者に対する値札や広告などにおいて、あらかじめ価格を表示する場合を対象とするものですので、総額表示に伴い、現在の「料金計算システム」などの請求システムを直ちに変更する必要はありませんが、他方で、Q3で説明しました問題が生ずることにも十分踏まえて対応する必要があります。

2. すなわち、宿泊料金表などに「税込価格」と併せて「税抜価格」を表示していれば、従来のように「税抜価格」を基に宿泊料金等を計算し請求書等を作成することも可能ですが、他方で、料金表やメニューに表示されている「税込価格」の合計額と請求金額が一致しないケースが生じ、お客様との間でトラブルが生ずる可能性があります。

【例】157円(税抜150円)の商品を2個販売した場合

「税込価格」を基礎として計算 ⇒ 157円×2個=314円

「税抜価格」を基礎として計算 ⇒ 150円×2個×1.05=315円

※ お客様は、1個157円の商品を2個買えば314円になると思いますが、これまでのように「税抜価格」から計算しますと315円請求することとなります。

3. このような問題が発生するのは、「税抜価格」が20円で割り切れない場合(5%を乗じて1円未満の端数が生じる場合)だけですが、こうした問題を回避するためには、

① 「税込価格」を基に宿泊料金を計算するシステムに変更する。

② 宿泊料金表等に「税込価格」と併せて「税抜価格」を表示し、「税抜価格」を基に計算する従来のシステムを使う。なお、その場合には、お客様とのトラブルを避けるためにフロント等に、「料金計算は従来どおり「税抜価格」を基に計算いたします。このため、端数の関係で表示されている「税込価格」の合計額と請求金額が異なる場合がありますが、従来の請求金額と変わるものではありませんのでご理解賜りますようお願い申し上げます。」といった表示を行う。

③ ②の場合において、お客様とのトラブルをより避けるために、「税込価格」を設定するに当たって1円未満の端数を切上げ、「税抜価格」を基に計算する従来のシステムで計算した請求金額の方が表示されている「税込価格」の合計額より必ず下回るようにする(②に比べてトラブルは少ないと思われますが、表示価格と請求金額が異なることには変わりがありませんので、お客様に対して何らかの説明表示をしておくことが望まれます。)。

といった対応が考えられます。

4. いずれにしても、「宿泊料金計算システム」やその下でどのような「請求書」、「領収書」を作成するかは各旅館・ホテルのご判断となりますので、上記の点を踏まえながら対応を決定する必要があります。

- (注) 1. 旅館・ホテル業において、消費税相当額に1円未満の端数の生ずるケースは少ないと思いますが、システムを考えるに当たっては、Q13の税額計算の特例措置(円未満の端数処理)との関係も踏まえる必要があります。
2. システム変更が間に合わない場合など移行期においては、上記②や③も現実的な対応ですが、今後、消費者の間に総額表示が定着していくことを考えると、表示されている価格と料金明細などに記載される価格が一致する①の対応がお客様からみて分かりやすいのではないでしょうか。

Q13 財務省が作成した総額表示に関するリーフレット「総額表示方式がスタートします。」の中で、「一領収単位(レシート)ごとの端数処理の特例」について説明されています。(Q & AのQ 6)、旅館・ホテル業に影響のある部分について教えてください。

A

1. 「総額表示方式がスタートします。」 Q&AのQ 6は、消費税の申告における“売上に対する消費税額”の計算に当たっての特例規定(経過措置)について説明しています。まず、この措置を説明する前に、“売上に対する消費税額”の本来の計算方法、及び、これまであった特例措置(消費税法施行規則(以下では「規則」とします。) 第 22 条第1項)についてご説明します。
  2. 消費税は、物やサービスの販売価格に織り込まれ、最終的には消費者に転嫁されることが予定された間接税ですので、消費者が支払った金額の中には、間接的に 5 % の税相当額が含まれていると考えられます。したがって“売上に対する消費税額”的計算は、事業者の税込受取総額に  $5 / 105$  を乗じて算出するのが原則です。

# 【消費税の申告税額計算の基本的な考え方】

(注)「課税期間」とは、個人経営の場合は暦年、法人経営の場合は事業年度になります。

3. しかしながら、現在は「税抜価格」を表示し、別途、消費税相当額を加算・請求する外税方式が主流であることを踏まえ、一領収単位（一レシート単位）ごとに生ずる消費税相当額の1円未満の端数処理を認める特例措置（規則第22条第1項）が設けられています。  
(注) 1. この特例措置の適用を受けますと、“売上に対する消費税額”を計算するに当たって、一領収単位（一レシート単位）ごとに生ずる消費税相当額の1円未満の端数を処理した後の金額を基に積上げ計算することが認められます。なお、旅館・ホテル業においては、1円未満の端数が生ずるケースは少ないと考えられます。  
2. 規則第22条第1項は、総額表示義務のスタートに合わせて平成16年3月31日で廃止されますのでご注意ください。
  4. 次に「総額表示方式がスタートします。」Q&AのQ6についてご説明いたします。Q6の中で、旅館・ホテル業に関する措置は、「税込価格」を基に代金決済を行

う場合の措置②、及び「税抜価格」を基に代金決済を行う場合の措置③の二つです。

(注) Q 6 の①の措置は、総額表示の義務付けの対象とならない事業者間取引等を対象とした措置ですので説明は省略します。

5. Q 6 ②の経過措置は、Q 6 中のまる(○)が付されたレシートのように、「税込価格」から計算を行い、一領収単位(レシート)ごとの税込受取総額に含まれる消費税相当額(税込受取総額に $5/105$ を乗じて1円未満の端数を処理した後の金額)をレシート等に内訳明示した場合には、その明示された消費税相当額の積上げによって“売上に対する消費税額”を計算することが認められる措置です。この措置はあくまで一領収単位(レシート)ごとの措置ですので、単品ごとに端数処理した消費税相当額の合計を明示していても適用されませんのでご注意ください。

なお、②は「当分の間」の措置として規定されており、現在のところ期限は設けられていません。

6. Q 6 ③の措置は、総額表示の下で、「税抜価格」から計算する従来のシステム等を引き続き用いる場合の特例です。具体的には、総額表示義務の対象となる取引について値札や料金表などにおいて「税込価格」が表示されていることを要件に、「税抜価格」から計算を行い、一領収単位(レシート)ごとの「税抜価格の合計額」と「税抜価格の合計額に対する消費税相当額(税抜価格の合計額に5%を乗じて、1円未満の端数を処理した後の金額)」がレシート等に明示されている場合には、その明示された消費税相当額の積上げによって“売上に対する消費税額”を計算することが認められる措置です。この措置についても、②と同様、一領収単位(レシート)ごとの措置です。

なお、③は「平成19年3月31日まで」の措置として規定されており、平成19年4月1日以降も「税抜価格」から計算しレシート等を交付している場合には、税額計算の特例がありませんので、本来の計算方法(一課税期間ごとの税込受取総額に $5/105$ を乗じて計算)を行う必要があります。

(注) ③の措置は平成16年3月31日に廃止される規則第22条第1項(課税標準額に対する消費税額の計算の特例)について、総額表示義務を履行していることを要件にその適用を3年間に限って認めるものです。旅館・ホテル業においては、外税方式で計算した際の消費税相当額に1円未満の端数が生ずることは少ないと考えられますので、まずは、これまで消費税の確定申告において、消費税法施行規則第22条第1項の適用を受けているか否かを確認しておくことが必要です。

7. いずれの措置についても適用を受けるか否かは任意ですし、また、これらの措置自体が宿泊料金等の計算システムや請求書等への印字内容そのものを拘束しているわけではありませんのでご留意ください。

(注) 一部に、Q 6 の③の措置を捉えて、「総額表示義務が3年間猶予された」、あるいは、「3年間は外税レジが認められているが、その後はレジを変更しなければいけない」といった理解をされている方がいらっしゃいますが誤りです。

総額表示義務は、本年4月1日からスタートするもので猶予する特例はありません

んし、平成19年4月移行に外税レジを用いることも事業者の任意です(その場合、端数処理の特例の適用はありません。)。

Q14 総額表示に移行した場合、経理処理にどのような影響がありますか。

A

1. 総額表示の義務付けは、値札や広告などにおける価格表示を対象とするものですので、経理処理に直接影響を与えるものではありませんが、Q12で説明しましたように、宿泊料金の計算システムを変更する場合には経理処理にも影響があると考えられます。
2. 現在は、旅館・ホテルのフロントにおいて税抜宿泊料等から計算した「税抜合計宿泊料等」と別途計算した「消費税相当額」の合計額を請求している場合が多いと思われます。このとき経理処理としては、「税抜合計宿泊料等」を売上に、「消費税相当額」を「仮受消費税勘定」に計上しているものと思われます。  
(注) 現在、「税込経理処理」をされている場合には、総額表示に伴う影響はないものと考えられます。
3. 総額表示に移行後の経理処理については、各企業の処理方法により一概には説明できませんが、以下の設例に基づき簡単に説明します。

【設例】

宿泊料：10,500円(税抜10,000円)、ビール472円(税抜450円)、入湯税150円  
サービス料10%

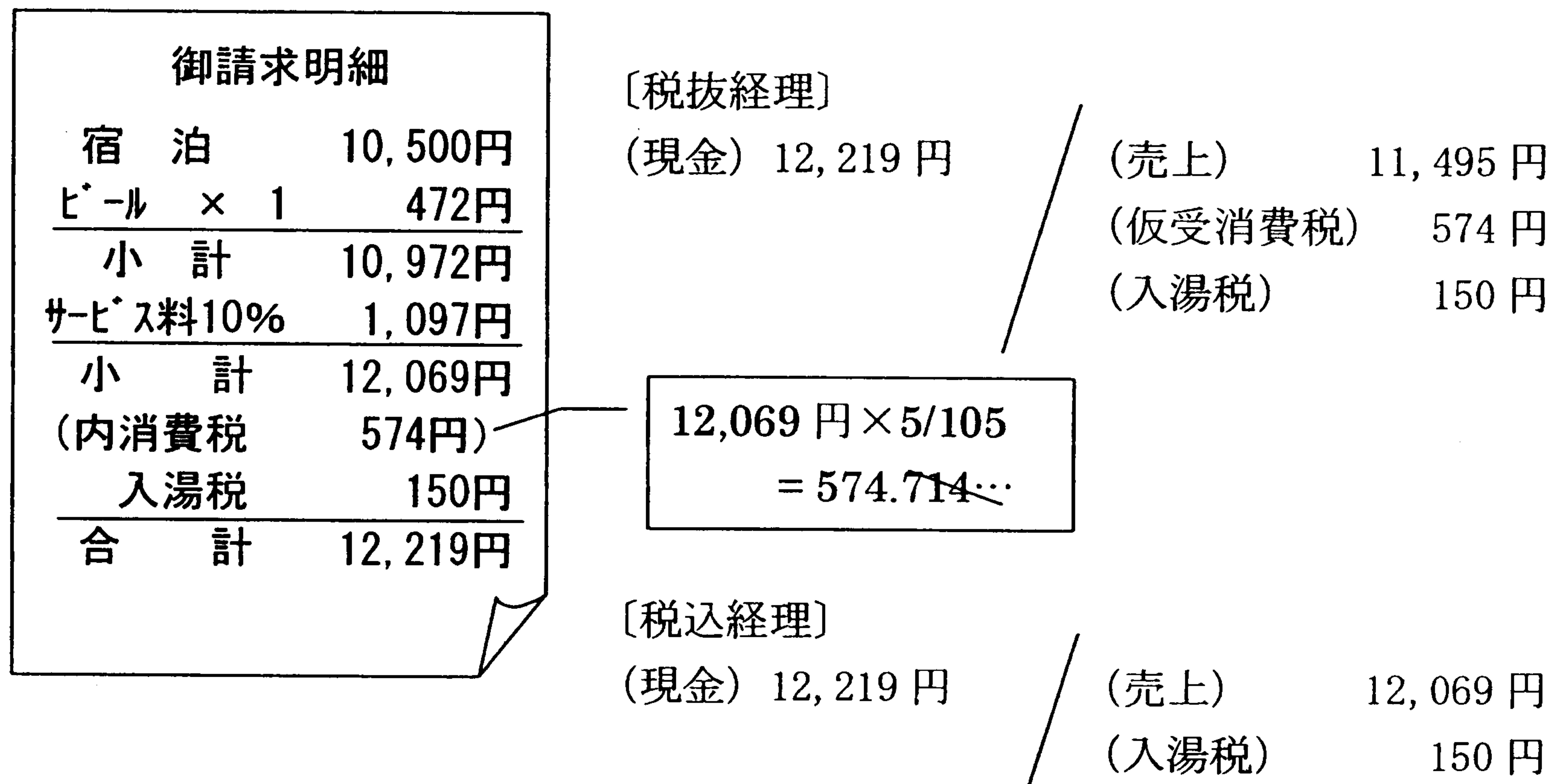
- (1) これまでどおり「税抜価格」を基に請求書を作成する場合

経理処理については、これまでどおり「税抜売上金額」を売上勘定に計上し、別途請求する消費税相当額(円未満の端数処理後)については「仮受消費税勘定」に計上。期末に消費税の納付税額を計算し、「仮受消費税勘定」と「仮払消費税勘定」の差額とが一致しない場合には、その差額を益金又は損金として計上する。

御請求明細		[税抜経理]	
宿 泊	10,000円	(現金)	12,219 円
ビール × 1	450円	(売上)	11,495 円
小 計	10,450円	(仮受消費税)	574 円
サービ 料10%	1,045円	(入湯税)	150 円
小 計	11,495円		
消費税	574円		
入湯税	150円		
合 計	12,219円		
		$11,495 \text{ 円} \times 5/100 \\ = 574.75$	
		[税込経理]	
		(現金)	12,219 円
		(売上)	12,069 円
		(入湯税)	150 円

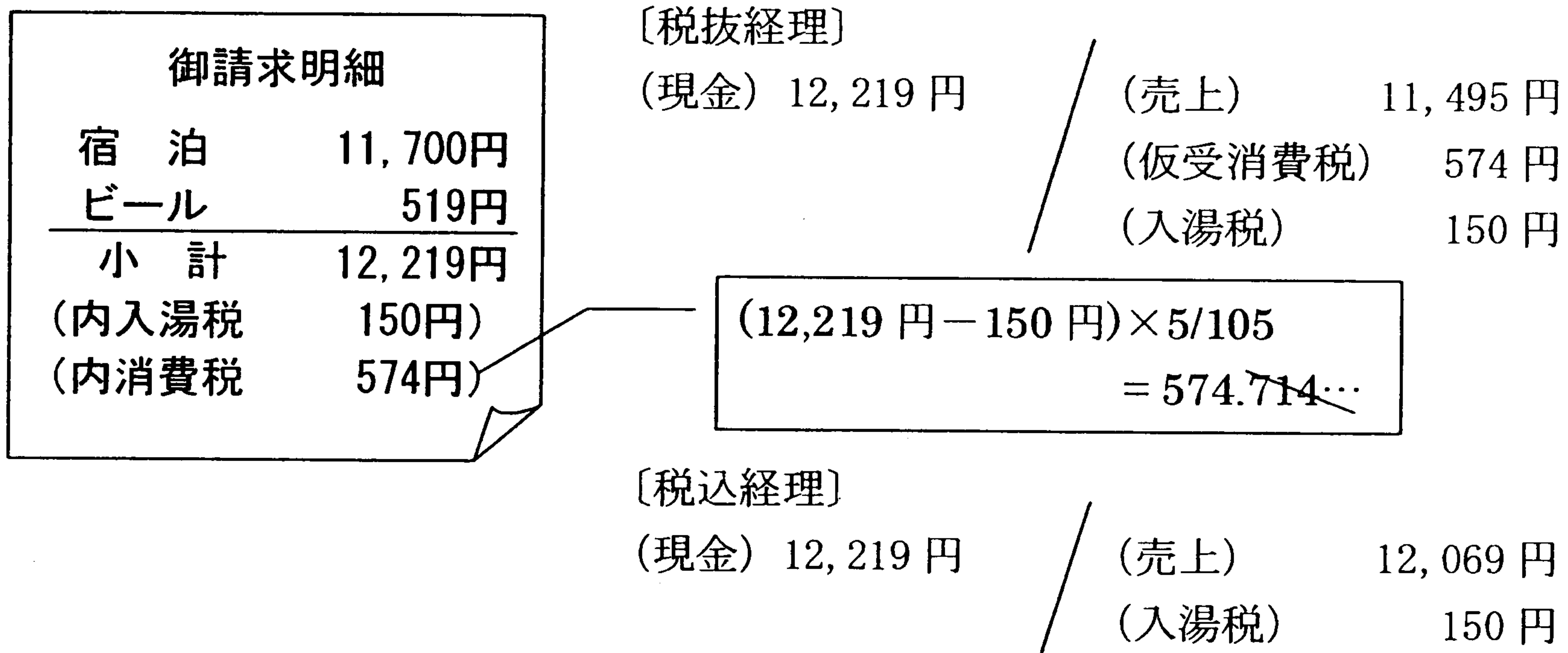
(2) 「税込価格」を基に宿泊料金を計算する場合

一請求書ごとの税込売上合計額に 105 分の 5 を乗じて算出した消費税相当額(1円未満の端数処理後)を表示し、その表示額を「仮受消費税勘定」に、差額を売上に計上。



(3) サービス料及び入湯税を含めた宿泊料金を設定している場合

一請求書ごとの税込売上合計額から入湯税(150 円)を差し引き、差引後の額に 105 分の 5 を乗じて算出した消費税相当額(1円未満の端数処理後)を表示し、表示額を「仮受消費税勘定」に、さらにその差額を売上に計上。



3. 上記の「御請求明細」は消費税相当額が明示されていますが、Q13で説明しました端数処理(経過措置)の特例を受けない場合には、消費税相当額を明示していなくても問題ありません。なお、入湯税や宿泊税などのようにお客様が納税義務者となっている税については、「御請求明細」などに明示しておくことが必要です。明示されていませんと、その税を含んだ価格に消費税が課税されることになりますので、ご注意ください。